

北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案） 照会時からの変更点 ※変更点抜粋

頁	北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※3/13照会時	北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※今回	備 考
1	<p>はじめに</p> <p><u>本書は、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するため、「北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程」（以下「優先的検討規程」という。）について解説したものです。</u></p> <p>厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進めるとともに、新たな事業機会の創出などを実現していくためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を拡大することが必要となっています。</p> <p>道では、平成27年12月に国から優先的検討規程策定の要請を受け、平成29年3月に優先的検討規程を策定しています。</p> <p>民間事業者の技術的能力等を活用する効果が認められる公共施設整備事業にあたって、優先的検討規程の理解を深めるため、このたび、優先的検討規程の解説や参考資料をまとめた解説書を作成しましたので、今後、PPP／PFI手法導入の検討を行う際に、本解説書も合わせて活用願います。</p> <p>なお、この解説書は必要に応じて、PPP／PFI推進会議などで見直しの協議を行うこととします。</p>	<p>はじめに</p> <p>厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進めるとともに、新たな事業機会の創出などを実現していくためには、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP／PFI手法を拡大することが必要となっています。</p> <p><u>このため、道では、公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するため、平成29年3月に「北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程」（以下「優先的検討規程」という。）を策定しています。</u></p> <p>民間事業者の技術的能力等を活用する効果が認められる公共施設整備事業に<u>当</u>たって、<u>この優先的検討規程の理解をより深めってもらうため、この度、具体的な</u>解説や参考資料をまとめた解説書を<u>本書のとおり</u>作成しましたので、今後、PPP／PFI手法導入の検討を行う際に、本解説書も合わせて活用<u>してください</u>。</p> <p>なお、この解説書は必要に応じて、PPP／PFI推進会議などで見直しを行うこととします。</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p>

頁	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※3/13照会時	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※今回	備考
1	<p style="text-align: center;">(解説)</p> <p style="text-align: center;"><b>PPP/PFI手法導入の優先的検討プロセス</b></p> <p style="text-align: right;">(北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程 P5より)</p>	<p style="text-align: center;">(解説)</p> <p style="text-align: center;"><b>PPP/PFI手法導入の優先的検討プロセス</b></p> <p style="text-align: center;">(北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程 P5より)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>・ 参照ページに誤りがあるため訂正</p>

頁	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※3/13照会時	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※今回	備考
2		<p><b>（参考）道におけるPPP/PFI推進のための施策体系</b></p> <p><u>道におけるPPP/PFI推進における施策体系について、次のとおり整理しています</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>北海道インフラ長寿命化計画（平成31年3月改定）</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>… 公共施設等の施設整備におけるPPP/PFIの積極的な活用を明示</li> </ul> </li> <li>・ <u>PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成29年3月策定）</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>… PPP/PFIの活用検討における考え方を明示</li> </ul> </li> <li>・ <u>PFI導入のための手引</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>（平成26年3月に改定した「道におけるPFI導入のための指針」を改定）</li> <li>… PFI手法導入のための手引書として位置づけ</li> </ul> </li> </ul>	<p>・ 道におけるPPP/PFI推進のための施策体系を追記</p>
4	<p>第1章 総則</p> <p>【解説】</p> <p>（略）</p> <p>○ 本規程の対象は、北海道が管理する施設です。（知事部局、教育委員会、北海道警察、企業局、道立病院局など）      なお、地方独立行政法人（北海道立総合研究機構、札幌医科大学）の施設は、独自に優先的検討規程を策定することとなっていることから対象としません。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>【解説】</p> <p>（略）</p> <p>○ 本規程の対象は、北海道が管理する施設です。（知事部局、教育委員会、北海道警察、企業局、道立病院局など）      なお、地方独立行政法人（北海道立総合研究機構、札幌医科大学）の施設は、独自に優先的検討規程を策定することとなっていることから<b>本規程の対象外となっています</b>。</p>	<p>・ 文言整理</p>

頁	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※3/13照会時	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※今回	備考
4	○ 『2 定義（2）公共施設等』において、PFI法第2条第1項に規定する公共施設等と定義していますが、具体的には次のとおりです。 （以下、省略）	○ 『2 定義（2）公共施設等』における、「PFI法第2条第1項に規定する公共施設等」とは、具体的には次のとおりです。 （以下、省略）	・ 文言整理
5	○ 主なPPP/PFI手法ごとの官民の契約形態及び施設の所有者の傾向は次のとおりです。 （表省略）  ○ 『3 対象とするPPP/PFI手法』において、ア～ウに掲げられたPPP/PFI手法は策定当時の主な手法を掲げたものであり、近年、新たなPPP/PFI手法が普及していることから、優先的検討を行うに当たり、ア～ウに掲げられた以外の手法の活用検討を制限するものではありません。	○ 主なPPP/PFI手法ごとの官民の契約形態及び施設の所有者の態様は次のとおりです。 （表省略）  ○ 『3 対象とするPPP/PFI手法』において、ア～ウに掲げられたPPP/PFI手法は策定当時の主な手法を掲げたものであり、近年、 <u>Park-PFI（公募設置管理制度）</u> などの新たなPPP/PFI手法が普及していることから、優先的検討を行うに当たり、ア～ウに掲げられた以外の手法の活用検討を制限するものではありません。	・ 文言整理  ・ 官民連携の新たな事例を追記
6	第2章 優先的検討の開始 【解説】  ○ （1）～（6）において、具体的に公共施設等の名称が記載され、優先的検討が実施可能なものは優先的検討を行います。それ以外の場合は、名称・事業内容等が明らかになったときに優先的検討を行ってください。	第2章 優先的検討の開始 【解説】  ○ （1）～（6）において、具体的な公共施設等の整備方針等が示され、名称・事業内容等が明らかになったときに優先的検討を行ってください。	・ 文言整理
7	第3章 優先的検討の対象とする事業 【解説】  ○ 優先的検討の対象とする事業は、次のフローチャートを参考にしてください。 （フローチャート省略）	第3章 優先的検討の対象とする事業 【解説】  ○ 優先的検討の対象とする事業が否かについては、次のフローチャートを参考に検討してください。 （フローチャート省略）	・ 文言整理
8	○ 『1 対象事業（2）事業費基準』の考え方として ・ アの「事業費の総額」とは、従来型手法で行うことを想定した場合に次の施設整備に係る費用の総額をいいます。 （以下、省略）  ○ 『2 対象事業の例外』としている「既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている事業」とは、基本構想等で既にPPP/PFI手法の導入を導入することが決まっている事業です。	○ 『1 対象事業（2）事業費基準』の考え方 ・ アの「事業費の総額」とは、従来型手法で行うことを想定した場合に次の施設整備に係る費用の総額をいいます。 （以下、省略）  ○ 『2 対象事業の例外』としている「既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている事業」とは、基本構想等で既にPPP/PFI手法を導入することが決定している事業です。	・ 文言整理  ・ 文言整理

頁	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※3/13照会時	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※今回	備考
8	○ 優先的検討の対象となった事業は、PPP/PFI手法の導入・非導入のいずれの場合も、PPP/PFI総括担当部局（計画推進課）へ報告してください。	○ 優先的検討の対象となった事業については、PPP/PFI手法の導入・非導入のいずれの場合も、PPP/PFI総括担当部局（計画推進課）へ報告してください。	・ 文言整理
9	<p>第4章 適切なPPP/PFI手法の選択</p> <p>【解説】</p> <p>○ 『1 採用手法の選択』は、事業の期間、特性、規模等や類似事例を踏まえ、手法を選択してください。 また、次のフローチャートを参考に用いることが考えられます。 （フローチャート省略）</p>	<p>第4章 適切なPPP/PFI手法の選択</p> <p>【解説】</p> <p>○ 『1 採用手法の選択』は、事業の期間、特性、規模等や類似事例を踏まえ、適切な手法を選択してください。 また、<u>手法の選択に当たって</u>、次のフローチャートが参考となります。 （フローチャート省略）</p>	・ 文言整理
10	<p>第5章 簡易な検討</p> <p>【解説】</p> <p>○ 『1 費用総額の比較による評価』において、簡易な検討における費用総額の比較の基本的な流れは次のとおりです。 （表省略）</p>	<p>第5章 簡易な検討</p> <p>【解説】</p> <p>○ 『1 費用総額の比較による評価』における、<u>「簡易な検討」の場合の</u>基本的な流れは次のとおりです。 （表省略）</p>	・ 文言整理
11	<p>第6章 詳細な検討</p> <p>【解説】</p> <p>○ 詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントへの委託するなどにより、従来型手法と採用手法について、幅広い観点から費用総額等を比較するものです。 （以下、省略）</p> <p>○ 簡易な検討、詳細な検討に係る検討費用について 簡易な検討では、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な比較を行うことまでは必要としておらず、事業実施部局が自ら実施することを想定しています。 詳細な検討は、専門的な外部コンサルタントへの委託を想定しており、事業実施部局が委託費用を準備し、検討を行います。</p>	<p>第6章 詳細な検討</p> <p>【解説】</p> <p>○ <u>「詳細な検討」</u>とは、専門的な外部コンサルタントへの委託するなどにより、従来型手法と採用手法について、幅広い観点から費用総額等を比較するものです。 （以下、省略）</p> <p>○ 簡易な検討、詳細な検討に係る検討費用について <u>「簡易な検討」</u>では、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な比較を行うことまでは必要としておらず、事業実施部局が自ら実施することを想定しています。 <u>「詳細な検討」</u>は、専門的な外部コンサルタントへの委託を想定しており、事業実施部局が委託費用を準備し、検討を行います。</p>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p>

頁	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※3/13照会時	北海道PPP/PFI手法導入優先的検討規程（解説）（案）※今回	備 考
12	<p><b>第7章 評価結果の公表</b></p> <p>【解説】</p> <p>○ <u>評価結果の公表までの流れについて</u>、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合、事業実施部局が自らのホームページで公表します。          なお、<u>事業実施部局のホームページ公表前に</u>、PPP/PFI総括担当部局（計画推進課）へ報告してください。取りまとめたものは、PPP/PFI推進会議で情報共有します。          また、計画推進課ホームページでも事業実施部局へのホームページのリンクを貼り付けます。</p> <p>○ 公表時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『（１）「導入しないこととした旨」及び「その他の事項（予定価格の推測につながらない 事項）」』等については、<u>導入しないこととした後</u>、遅滞ない時期（1か月以内を目安）に公表してください。</li> <li>『（２）「簡易評価調書の内容」』等については、入札手続終了後等の適切な時期（1か月以内を目安）に公表してください。</li> </ul>	<p><b>第7章 評価結果の公表</b></p> <p>【解説】</p> <p>○ PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合、事業実施部局が自らのホームページで、<u>その評価結果を</u>公表します。          なお、<u>ホームページでの公表前に</u>、PPP/PFI総括担当部局（計画推進課）へ報告してください。<u>評価結果を</u>取りまとめたものは、PPP/PFI推進会議で情報共有します。          また、計画推進課ホームページでも事業実施部局へのホームページのリンクを貼り付けます。</p> <p>○ 公表時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『（１）「導入しないこととした旨」及び「その他の事項（予定価格の推測につながらない 事項）」』等については、<u>PPP/PFI手法を導入しないことを決定した</u>後、遅滞ない時期（1か月以内を目安）に公表してください。</li> <li>『（２）「簡易評価調書の内容」』等については、入札手続終了後等の適切な時期（1か月以内を目安）に公表してください。</li> </ul>	<p>・ 文言整理</p> <p>・ 文言整理</p>
13	<p>○ PPP/PFI手法導入の優先的<u>プロセス</u>における<u>対応</u>は、次のとおりです。（図表省略）</p>	<p>○ PPP/PFI手法導入の優先的<u>検討</u>における<u>検討開始から手法導入決定までの具体的なプロセス</u>は、次のとおりです。（図表省略）</p>	<p>・ 文言整理</p>